

浜松市都市計画公聴会規則

平成 14 年 12 月 24 日

浜松市規則第 106 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 16 条第 1 項の規定に基づき市が開催する浜松市都市計画公聴会(以下「公聴会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第 2 条 市長は、都市計画の案(以下「都市計画案」という。)を作成しようとする場合において、その基本的事項について広く住民の意見を反映させる必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

(公告)

第 3 条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、開催期日の 2 週間前までに、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 公聴会の日時及び場所
- (2) 都市計画案の内容のうち、種類、名称、土地の区域その他の基本的事項
- (3) その他公聴会の開催に関し必要な事項

(公述の申出)

第 4 条 本市の区域内に住所を有する者及び利害関係人は、公聴会に出席して都市計画案に関して意見を述べることができる。

2 前項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催期日の 1 週間前までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(公述人の選定等)

第 5 条 市長は、前条第 2 項の規定により書面を提出した者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)を選定するものとする。この場合において、公聴会の運営を円滑にするため必要があると認めるときは、あらかじめ意見を述べる時間を制限することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、前条第 2 項の規定により書面を提出した者以外の者を公述人として指名することができる。

3 市長は、第 1 項の規定により公述人を選定し、又は意見を述べる時間を制限したときは、あらかじめその旨を本人に通知するものとする。

(議長)

第 6 条 公聴会の議長は、市の職員のうちから市長が指名する。

(公述人の発言等)

第 7 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、第4条第2項の規定により提出した書面の内容に準拠してなされなければならない。

3 議長は、公述人が前2項の規定に違反して発言したとき、又は公述人に不穏当な言動があったときは、その発言を禁止し、又は退場させることができる。

(代理人等)

第8条 公述人は、あらかじめ市長の承認を得たときは、文書で意見を提示し、又は代理人に意見を述べさせることができる。

(質疑)

第9条 議長は、公述人に対して質疑することができる。

2 公述人は、議長に対して質疑することができない。

(秩序の維持)

第10条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(記録)

第11条 議長は、公聴会の記録を作成し、保管するものとする。

2 前項の規定による記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名押印しなければならない。

- (1) 公聴会の日時及び場所
- (2) 都市計画案の内容
- (3) 出席した公述人の氏名及び住所
- (4) 公述人の発言の要旨
- (5) その他公聴会の経過に関する事項

(細目)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年5月16日浜松市規則第93号)

この規則は、公布の日から施行する。